五　特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの イ　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 ロ　［略］ ［4～9　略］	五　［同上］ イ　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 ロ　［同上］ ［4～9　同上］
（在留資格の取得） **第二十四条**　［1・2　略］ 3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。 ［一～四　略］ 五　特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの イ　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 ロ　［略］ ［4～7　略］	（在留資格の取得） **第二十四条**　［1・2　同上］ 3　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ イ　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 ロ　［同上］ ［4～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。